

おくやみ ハンドブック

下松市

ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご家族が亡くなられた際の、市役所などでの主な手続きについて
掲載しました。

2025-2026年



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年12月発行

発行: 下松市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。



日々の生活の「困りごと」を安心サポート!

相談・見積り
無料

生活安心 サポートサービス



こんなことで
お悩みではないですか?
専門のスタッフが
お手伝いいたします!!

■空地・空家の困りごと

- 空家の管理を頼みたい
- 空家や田畑を処分したい
- 土地・建物の査定をしたい



■葬儀の困りごと

- 葬儀の事前相談・見積りを頼みたい
- 回忌法要の相談がしたい



■日常生活の困りごと

- 庭の草木の手入れが出来ない
- 古い家具を処分したいが動かせない
- 故人の遺品整理を手伝って欲しい



■相続・法律に関する困りごと

- 生前贈与や相続について相談したい
- 成年後見や遺言書作成を頼みたい



■お墓・仏壇の困りごと

- お墓の清掃や除草を頼みたい
- 修繕やクリーニングをしたい
- 仏壇やお墓の処分をしたい



電話やWEBで
様々な相談を
行うことができます

こころの会の生活安心サポートサービスは、プロの専門スタッフが日々の生活の困りごとをサポートします



日々の生活の「困りごと」はさまざま

日常生活

葬儀

法律

空地・空家

相続

健康

お墓・仏壇



こころの会に相談すると...

プロの専門スタッフを紹介

専門スタッフによる手厚いサポートで安心

おまかせください!

専門スタッフに頼んでよかった!



全国に展開する会員組織です

株式会社 全国冠婚葬祭こころの会 山口県本部

0120-44-3866

〒744-0027 下松市南花岡1-1-5向西ビル3F

●携帯電話の方は右記の二次元コードからアクセス

●パソコンの方は「山口こころの会」で検索! <https://y-kokoro.co.jp/>

山口こころの会

検索



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課
住民登録	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(カード)の返還		☐	市民課戸籍住民係 ☎0833-45-1822
	マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの返納		☐	市民課マイナンバーカード交付窓口 ☎0833-45-1847
年金	国民年金または厚生年金に加入している方	●死亡一時金の請求 ●遺族基礎(遺族厚生)年金の請求 ●寡婦年金の請求		☐	保険年金課年金係 ☎0833-45-1824
	国民年金または厚生年金を受給している方	●未支給年金請求 ●遺族基礎(遺族厚生)年金の請求		☐	保険年金課年金係 ☎0833-45-1824
	共済年金に加入している方 または共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。			
健康保険	下松市国民健康保険に加入している方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費の支給申請等		☐	保険年金課国民健康保険係 ☎0833-45-1823
	後期高齢者医療保険に加入している方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費の支給申請等		☐	保険年金課国民健康保険係 ☎0833-45-1823
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている方	●各種証の返納 ●介護保険料の精算等 ●高額介護サービス費等の支給申請(必要な場合のみ) ●要介護認定申請中の方の取り下げ手続き(必要な場合のみ)		☐	高齢福祉課介護保険係 ☎0833-45-1831
税金	市税(市県民税・固定資産税・国保税等)を納めている方	●課税状況の説明等 ●引落口座登録の変更 ●還付振込口座の登録		☐	税務課収納対策係 ☎0833-45-1814
	土地または家屋を所有している方	●納税義務者の変更 ●未登記家屋の名義変更 ●共有物件代表者の変更		☐	税務課固定資産税係 ☎0833-45-1816
原動機付自転車等	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方	●廃車手続き ●名義変更		☐	税務課市民税係 ☎0833-45-1815
障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している方	●各種障害者手帳の返還 ●心身障害者扶養共済の届出(弔慰金の請求) ●福祉タクシー券の返納 ●高速道路障害者割引(ETC利用)の登録削除の届出 ●NHK受信料の免除事由消滅の届出 ●自動車税等の減免事由消滅の届出		☐	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当のいずれかを受給している方	●資格喪失届の提出 ●未支払手当請求書の提出		☐	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	障害者等専用駐車場利用証をお持ちの方	●障害者等専用駐車場利用証の返還		☐	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	福祉医療費受給者証(重度身障者用)をお持ちの方	●福祉医療費受給者証の返還		☐	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	特別児童扶養手当を受給している方	●受給者死亡の届出、未支払分の請求 ●新規認定請求(受給者の変更)		☐	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	特別児童扶養手当の支給対象児童	●資格喪失の届出		☐	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	心身障害者扶養共済の加入者	●年金の請求		☐	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
子ども	児童手当の支給対象児または受給者の方	(児童手当の支給対象児)●受給事由消滅届または額改定届 (児童手当の受給者)●受給事由消滅届、未支払請求書		☐	こども未来課こども政策係 ☎0833-45-1836
	福祉医療費受給者証(乳幼児用・こども用・ひとり親家庭用)をお持ちの家庭	●福祉医療費受給者証の返還 (健康保険の被保険者が亡くなった場合など変更があった場合)●受給者が加入している健康保険の登録情報の変更 (保護者が亡くなり、ひとり親家庭となった場合)●ひとり親家庭医療助成申請		☐	こども未来課こども政策係 ☎0833-45-1836
	児童扶養手当の支給対象児または受給者の方、配偶者が亡くなった方(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等がいる方)	(児童扶養手当の支給対象児)●資格喪失届または額改定届 (児童扶養手当の受給者)●受給者死亡届、未支払請求書 (配偶者が亡くなった方で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等がいる方)●新規認定請求		☐	こども家庭課相談支援係 ☎0833-45-1873
上下水道	上水道、下水道を使用されていた方	●名義変更 ●使用人数変更 ●閉栓 ●振替口座の変更		☐	上下水道局1階料金センター ☎0833-45-1883
市営住宅	市営住宅に入居している方	●明渡届 ●承継承認申請書 ●同居親族等異動届 ●駐車場返還届		☐	住宅建築課住宅係 ☎0833-45-1851
墓地	市営墓地の使用者、納骨をされる方	●墓地の承継の届出 ●納骨の届出		☐	環境推進課環境保全係 ☎0833-45-1826
ペット	犬を飼っている方	●所有者の変更届		☐	環境推進課環境保全係 ☎0833-45-1826
農地	農地を相続された方	●相続による農地等の権利取得届書の提出		☐	農業委員会 ☎0833-45-1877
森林	山林を相続された方	●森林の土地の所有者届出書の提出		☐	農林水産課林業水産振興係 ☎0833-45-1885

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	下松市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険	各種証の返納		☐	勤務先等
	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	山口地方裁判所周南支部 周南市岐山通り二丁目5番 ☎0834-21-2698
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	周南運転免許センター 周南市毛利町二丁目38番 周南総合庁舎4階 ☎083-973-2900(山口県総合交通センター)
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	山口地方法務局周南支局 周南市周陽二丁目8-33 ☎0834-28-0244
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	徳山税務署 周南市今宿二丁目35 ☎0834-21-1010(自動音声ガイダンス)
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局
	普通自動車	税金(自動車税)に関する こと及び名義変更等		☐	【自動車税】周南県税事務所 ☎0834-33-6411 【名義変更等】中国運輸局 山口運輸支局 ☎050-5540-2073(自動音声ガイダンス)
	軽四輪及び二輪 (125cc超)	名義変更・廃車		☐	【軽四輪】軽自動車検査協会 山口事務所 ☎050-3816-3085(自動音声ガイダンス) 【二輪】中国運輸局 山口運輸支局 ☎050-5540-2073(自動音声ガイダンス)
	銃砲刀剣類	名義変更・処分		☐	山口県文化振興課 山口市滝町1番1号 ☎083-933-4666

市役所での手続き

印鑑登録をしている方

亡くなられた方の印鑑登録は廃止となります。印鑑登録証(カード)は、市役所市民課窓口にお返しいただくか、廃棄してください。

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返還 ☐ 印鑑登録証

受付窓口

下松市役所1階⑤番窓口

期限

期限はありません。

マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

死亡届によって、カードの使用はできなくなります。

手続き・持ち物

●カードの返納 ☐ マイナンバーカード ☐ 住民基本台帳カード ☐ 通知カード

受付窓口

下松市役所1階5M窓口

期限

期限はありません。※法令上返納義務はありません。

国民年金または厚生年金に加入している方

手続き内容や必要なものは、ご遺族の状況や加入していた年金制度により異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内いたします。
下記以外の書類が必要な場合があります。※遺族厚生年金の請求窓口は徳山年金事務所(要予約)です。

手続き・持ち物

●死亡一時金の請求

- ☐ 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) ☐ 請求者の通帳
☐ 請求者のマイナンバーが分かる書類 ☐ 来庁者及び請求者の本人確認書類

●遺族基礎(遺族厚生)年金の請求

- ☐ 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) ☐ 死亡診断書の写し
☐ 請求者の通帳及びマイナンバーが分かる書類 ☐ 来庁者及び請求者の本人確認書類

●寡婦年金の請求

- ☐ 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) ☐ 請求者の通帳
☐ 請求者のマイナンバーが分かる書類 ☐ 来庁者及び請求者の本人確認書類

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

亡くなられてから14日以内

国民年金または厚生年金を受給している方

手続き内容や手続き場所、必要なものは、ご遺族の状況や受給年金の種類により異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内いたします。

下記以外の書類が必要な場合があります。※遺族厚生年金の請求窓口は徳山年金事務所(要予約)です。

手続き・持ち物

●未支給年金請求

- ☐ 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) ☐ 請求者の通帳
☐ 請求者のマイナンバーが分かる書類 ☐ 来庁者及び請求者の本人確認書類

●遺族基礎(遺族厚生)年金の請求

- ☐ 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) ☐ 死亡診断書の写し
☐ 請求者の通帳及びマイナンバーが分かる書類 ☐ 来庁者及び請求者の本人確認書類

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

亡くなられてから14日以内

共済年金に加入している方または共済年金を受給している方

手続きに必要なものは、各共済組合にお問い合わせください。

手続き

各共済組合へ直接お問い合わせください。

受付窓口

各共済組合

期限

亡くなられてから14日以内

下松市国民健康保険に加入している方

保険証等各種証の返納をお願いします。葬祭を行った方(喪主)の申請により、葬祭費が支給されます。代表相続人に対して、高額療養費等及び保険料の精算に関するお手続きをご案内します。あわせて、通知書等の送付先の確認を行います。

手続き・持ち物

- 各種証の返納 ☐ 保険証等
- 葬祭費の支給申請
 - ☐ 葬祭を行った方(喪主)名義の通帳 ☐ 葬祭を行った方(喪主)の身分証明書
 - ☐ 次の書類のうち1点
(会葬礼状、喪主のフルネームの記載のある葬儀費用の領収書または請求書)
- 高額療養費の支給申請等
 - ☐ 代表相続人の振込先のわかるもの
 - ☐ 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)

受付窓口

下松市役所1階⑧番窓口

後期高齢者医療保険に加入している方

保険証等各種証の返納をお願いします。葬祭を行った方(喪主)の申請により、葬祭費が支給されます。代表相続人に対して、高額療養費等及び保険料の精算に関するお手続きをご案内します。あわせて、通知書等の送付先の確認を行います。

手続き・持ち物

- 各種証の返納 ☐ 保険証等
- 葬祭費の支給申請
 - ☐ 葬祭を行った方(喪主)名義の通帳 ☐ 葬祭を行った方(喪主)の身分証明書
 - ☐ 次の書類のうち1点
(会葬礼状、喪主のフルネームの記載のある葬儀費用の領収書または請求書)
- 高額療養費の支給申請等
 - ☐ 代表相続人の振込先のわかるもの
 - ☐ 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)

受付窓口

下松市役所1階⑧番窓口

65歳以上または介護認定を受けている方

介護保険証等各種証の返納をしていただきます。

介護保険料の精算等、後日関係書類を送付しますので、書類の送付先変更手続きは必ずお願いいたします。

手続き・持ち物

- 各種証の返納 ☐ 保険証等
- 送付先の変更 ☐ 届出人の本人確認書類
- 介護保険料の精算等
 - ☐ 代表相続人の振込先のわかるもの ☐ 届出人の本人確認書類
 - ☐ 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)
- 高額介護サービス費等の支給申請(必要な場合のみ)
 - ☐ 代表相続人の振込先のわかるもの ☐ 届出人の本人確認書類
 - ☐ 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)
- 要介護認定申請中の方の取り下げ手続き(必要な場合のみ) ☐ 届出人の本人確認書類

受付窓口

下松市役所1階⑨番窓口

期限

高額介護サービス費は、支給の原因事実発生から2年以内に申請しないと時効となります。

相 続

税務申告・その他手続

お気軽にご相談ください

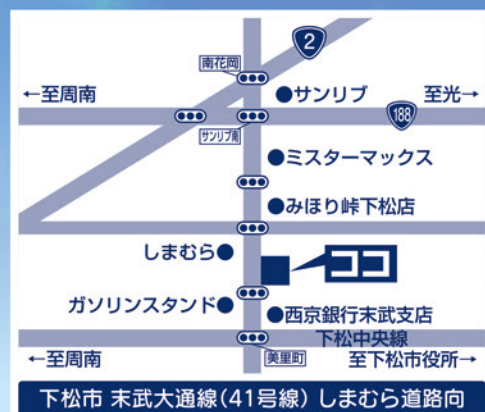
清水税理士事務所

代表税理士 清水 徹

〒744-0073 山口県下松市美里町3丁目17-24

☎0833-41-1960

平日 8:30~17:30



市税(市県民税・固定資産税・国保税等)を納めている方

課税の状況について説明します。今後の納付方法や税の還付が発生した場合の還付先等について確認します。

手続き・持ち物

●課税状況の説明等

- ☐ 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄がわかる戸籍(写し)
- ☐ 本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)
- 引落口座登録の変更 ☐ 通帳またはキャッシュカード ☐ 印鑑(通帳の届出印)
- 還付振込口座の登録 ☐ 通帳またはキャッシュカード

受付窓口

下松市役所1階②番窓口

土地または家屋を所有している方

土地・家屋の所有者が亡くなった後、登記により所有者の変更がされるまでの間、納税通知書等を受け取っていただく現所有者(相続人)代表者の届出が必要です。

手続き・持ち物

●納税義務者の変更

- ☐ 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)
- 未登記家屋の名義変更 必要な書類は、担当窓口にご確認ください。
- 共有物件代表者の変更

受付窓口

下松市役所1階④番窓口

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

お亡くなりになられた方が原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有していた場合、市窓口で名義変更または廃車の手続きが必要です。なお、4月1日までに軽自動車等の名義変更や廃車の手続きが完了しない場合は、現に所有していない相続人代表者へ納税通知書を送付することがあります。

手続き・持ち物

●廃車手続き

- ☐ 相続人(届出人)の本人確認書類 ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート
- 名義変更 ☐ 相続人(届出人)の本人確認書類 ☐ 標識交付証明書

受付窓口

下松市役所1階③番窓口

期限

すみやかに

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している方

返還の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 各種障害者手帳の返還 ☐ 各種障害者手帳
- 心身障害者扶養共済の届出(弔慰金の請求) ※心身障害者扶養共済に加入していた場合
- ☐ 加入者(保護者)の住民票の写し(原本) ☐ 対象心身障害者の住民票除票の写し(原本)
- ☐ 加入者(保護者)名義の金融機関の通帳等
- 福祉タクシー券の返還 ☐ 福祉タクシー券
- 高速道路障害者割引(ETC利用)の登録削除の届出
- NHK受信料の免除事由消滅の届出(NHKへ届出)
- 自動車税等の減免事由消滅の届出(自動車税:県税事務所へ届出)

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

すみやかに

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当 のいずれかを受給している方

手続き・持ち物

- 資格喪失届の提出
- 未支払手当請求書の提出 ☐ 遺族名義の金融機関の通帳等

受付窓口

下松市役所1階⑰番窓口

期限

すみやかに

障害者等専用駐車場利用証をお持ちの方

手続き・持ち物

- 障害者等専用駐車場利用証の返還 ☐ やまぐち障害者等専用駐車場利用証

受付窓口

下松市役所1階⑰番窓口

期限

すみやかに

福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)をお持ちの方

手続き・持ち物

- 福祉医療費受給者証の返還 ☐ 福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)

受付窓口

下松市役所1階⑰番窓口

期限

医療費の清算終了後すみやかに

特別児童扶養手当を受給している方

手続き・持ち物

- 受給者死亡の届出、未支払分の請求
- ☐ 支給対象児童名義の金融機関の通帳等
- 新規認定請求(受給者の変更)
- ☐ 戸籍謄(抄)本(受給者の死亡及び請求者、対象児童が記載されているもの)
- ☐ 請求者名義の金融機関の通帳等 ☐ 請求者及び対象児童の個人番号が確認できるもの

受付窓口

下松市役所1階⑰番窓口

期限

すみやかに

特別児童扶養手当の支給対象児童

手続き・持ち物

- 資格喪失の届出

受付窓口

下松市役所1階⑰番窓口

期限

すみやかに

心身障害者扶養共済の加入者

心身障害者の保護者の方で心身障害者扶養共済に加入されている方が死亡された場合は、心身障害者扶養共済年金を請求することができます。

手続き・持ち物

- 年金の請求
- ☐ 心身障害者の住民票の写し(原本)
- ☐ 加入者(保護者)の住民票除票の写し(原本)
- ☐ 加入者(保護者)の死亡診断書等(原本)
- ☐ 年金振込先の金融機関の通帳等

受付窓口

下松市役所1階⑰番窓口

期限

すみやかに

児童手当の支給対象児または受給者の方

手続き・持ち物

- (児童手当の支給対象児) ● 受給事由消滅届または額改定届
(児童手当の受給者) ● 受給事由消滅届、未支払請求書
☐ 支給対象児名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード

受付窓口

下松市役所1階②番窓口

期限

なるべく早めに手続きをしてください
(原則15日以内)。

福祉医療費受給者証(乳幼児用・こども用・ひとり親家庭用)をお持ちの家庭

手続き・持ち物

- 福祉医療費受給者証の返還
☐ 福祉医療費受給者証(乳幼児用・こども用・ひとり親家庭用)
(健康保険の被保険者が亡くなられた場合など変更があった場合)
● 受給者が加入している健康保険の登録情報の変更
☐ 新しい健康保険証(写し可)
(保護者が亡くなり、ひとり親家庭となった場合)
● ひとり親家庭医療助成申請
☐ 同居する家族全員の健康保険証
☐ 受給中の福祉医療費受給者証(乳幼児用・こども用)

受付窓口

下松市役所1階③窓口

期限

福祉医療費受給者証の返還: 医療費の精算終了後すみやかに
健康保険の登録変更: 新しい健康保険証が届き次第すみやかに
ひとり親家庭医療助成申請: なるべく早めに手続きをしてください(原則当月末まで)。

児童扶養手当の支給対象児または受給者の方、配偶者が亡くなられた方 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子※等がいる家庭)

※20歳未満の子に一定の障害がある場合も支給対象児となります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

手続き・持ち物

- (児童扶養手当の支給対象児) ● 資格喪失届または額改定届
☐ 児童扶養手当証書
(児童扶養手当の受給者) ● 受給者死亡届、未支払請求書
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 支給対象児名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード
(配偶者が亡くなられた方で18歳に達する日以後の
最初の3月31日までの間にある子等がいる方) ● 新規認定請求
必要な書類は世帯の状況により異なるため、担当窓口にご確認ください。

受付窓口

下松市役所1階④番窓口

期限

なるべく早めに手続きをしてください。

上水道、下水道を使用されていた方

名義変更や閉栓の手続きが必要です。井戸水を使用されていた場合は、人数変更手続きが必要です。電話での手続きも可能です。

手続き・持ち物

- 名義変更 ● 使用人数変更 ● 閉栓
納入通知書等、上下水道局発行の印刷物があると、スムーズに手続きができます。
● 振替口座の変更
上下水道局では手続きできません。
市内に支店がある金融機関の窓口での手続きが必要です。

受付窓口

上下水道局1階料金センター

期限

すみやかに

相続・不動産の悩みを解決する「暮らしのエージェント」



不動産サポートセンター

SUMAI E スマイエ

様々な不動産に
対応しています!



新築・中古
一戸建て



賃貸アパート・
マンション



宅地分譲



「地域密着型」の強みを生かして、お客様の状況に合わせ、
相続に関するお悩みから相続不動産の売却・有効活用まで、
トータルにサポートいたします。



⚠ 相続登記が義務化!

相続登記がまだの不動産は
早めの手続きをしましょう!

- 不動産を相続したら、所有権移転登記の申請が必要
- 相続開始を知ってから原則3年以内
- 義務化される前の相続も対象



まずはお気軽に、お電話・メール・ご来店ください!

不動産
サポートセンター

株式会社スマイエ

下松市美里町三丁目9番6号

宅地建物取引業免許: 山口県知事免許(3)第3443号

売却・買取の
ご相談や査定 **無料**

0833-41-6161

営 10:00~18:00

休 水曜日・第4火曜日

ホームページはこちら <https://www.sumai-e.co.jp/html/>



市営住宅に入居している方

世帯員が死亡した場合に必要な手続きです。

ただし、追加の手続きが発生する場合があります。事実発生時は必ず担当課へご連絡ください。

手続き

●明渡届 ●承継承認申請書 ●同居親族等異動届 ●駐車場返還届

受付窓口

下松市役所2階①番窓口

期限

おおむね1か月以内

市営墓地の使用者、納骨をされる方

個別の状況に応じて別途、ご提出いただくものがあります。事前にお問い合わせください。

手続き・持ち物

●墓地の承継の届出

☐ 承継人の住所が市外の場合は、本籍地記載の住民票

☐ 承継人の本籍地が市外の場合は、被承継人との続柄が分かる戸籍謄本

●納骨の届出

☐ 火葬許可証

受付窓口

下松市役所2階①番窓口

期限

なるべく早めに手続きをしてください。

犬を飼っている方

犬の飼主が亡くなった場合に手続きが必要です。

手続き

●所有者の変更届

受付窓口

下松市役所2階①番窓口

期限

すみやかに(30日以内)

農地を相続された方

下松市内の農地を相続等で取得したときは届出が必要です。届出様式(相続等の届出等)はホームページに掲載しております。

郵送での提出も受け付けています。

手続き

●相続による農地等の権利取得届書の提出

受付窓口

下松市役所4階⑦番窓口

期限

権利を取得したことを知った時点から
おおむね10か月以内の期間

山林を相続された方

下松市内の山林を相続等で取得したときは、届出が必要です。届出様式はホームページに掲載しております。

届出は相続登記完了後にご提出ください。

手続き

●森林の土地の所有者届出書の提出

受付窓口

下松市役所4階④番窓口

期限

所有者になった日から90日以内

遺品・空き家の 整理などを事業者 に依頼するとき

- 遺品整理や家屋を解体する際に出た不用品は、自ら廃棄するか自治体が許可した事業者
に処分を依頼してください。
- 遺品整理サービス事業者や家屋の解体事業者を利用する際は、自治体が許可した事業者
と提携していることを確認してください。

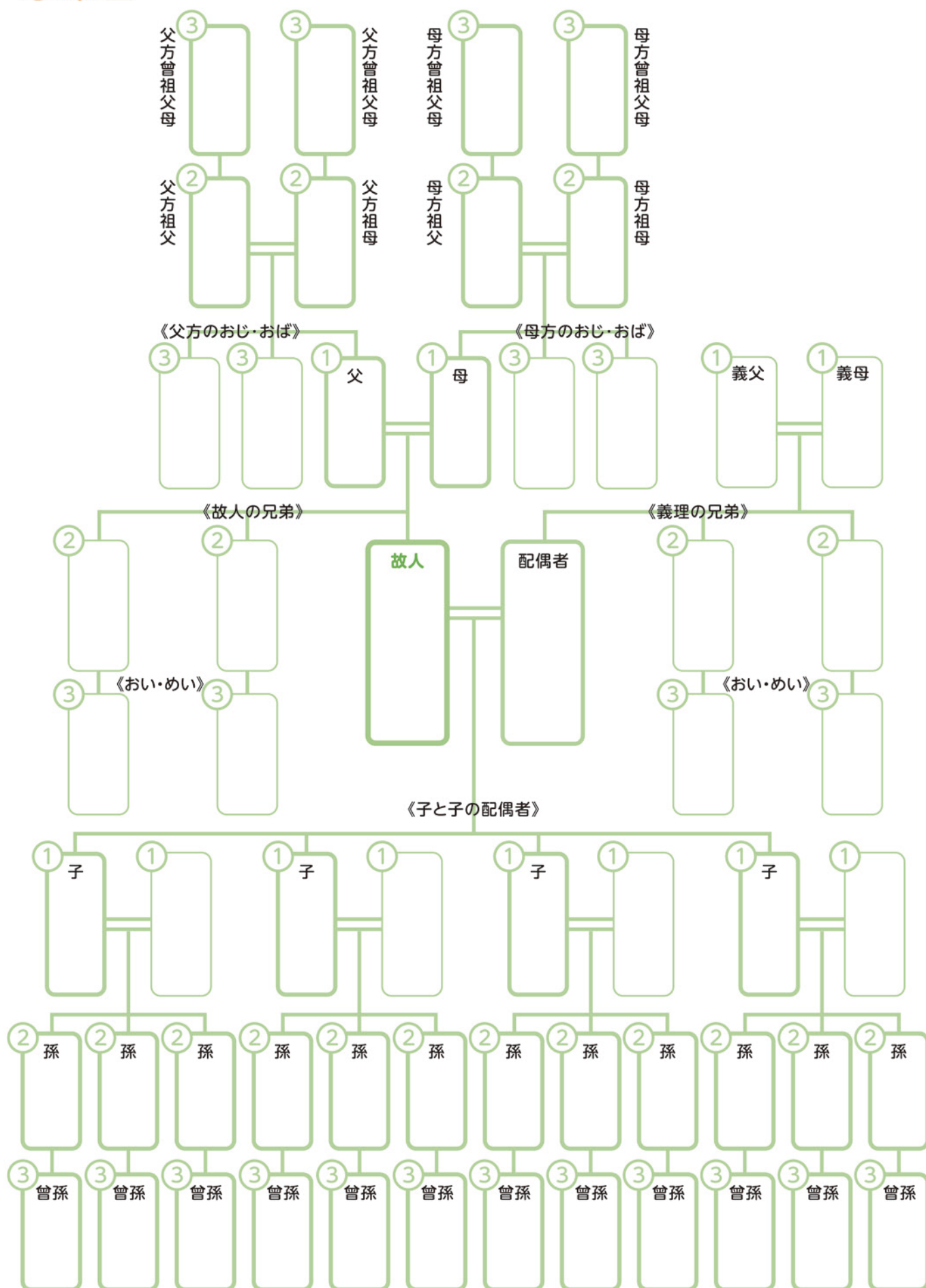
下松市一般廃棄物収集運搬許可業者

(有)クリーンサポートヒラタ ☎0833-43-6623
周南総合リサイクル(株) ☎0833-41-7570
(株)呉島商会 ☎0833-43-7765

周南設備工業(株) ☎0833-43-2887
八千代興産(有) ☎0833-43-7949
(有)昭和産業 ☎0833-43-5784

家系図

※数字は親等数



- ・コピーまたは切り取ってご使用ください。
- ・この委任状では、マイナンバー入りの住民票はとれません

委任状 (この委任状は、委任者がすべて自書してください。)

令和 年 月 日

下 松 市 長

委任者 住 所 _____

アパート名等 _____

氏 名 _____

生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日 男・女

昼間の連絡先 _____

※記名押印
または署名

私は次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任します。

代理人 住 所 _____

アパート名等 _____

氏 名 _____

生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日 男・女

- ※ 委任者は委任事項を必ず記入してください。
- ※ 戸籍謄本等を請求する場合は、必要としている戸籍の本籍・筆頭者氏名を必ず確認してください。窓口で請求書に記入していただきます。
- ※ 戸籍謄本等は、下松市が本籍のものが対象です。

委任事項

- | | | | |
|------------------------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ☐ 住民票 | ____通 (必要な人の氏名_____) | ☐ 全員 | ☐ 個人 |
| ☐ 戸籍 | ____通 (必要な人の氏名_____) | ☐ 謄本 | ☐ 抄本 |
| ☐ 除籍・改製原戸籍 | ____通 (必要な人の氏名_____) | ☐ 謄本 | ☐ 抄本 |
| ☐ 戸籍の附票 | ____通 (必要な人の氏名_____) | ☐ 謄本 | ☐ 抄本 |
| ☐ 住民異動届の手続き | | | |
| ☐ その他 (| | |) |



中古住宅

土地

借家

不動産物件 大募集!

●貸したい方

- ・空き家の管理が大変
- ・転勤で遠方に住んでいる
- ・相続で家を取得した

●売りたい方

- ・住み替えを考えている
- ・相続で不動産売却をする
- ・ローンの支払いができない

無料査定承ります! お気軽にご相談ください

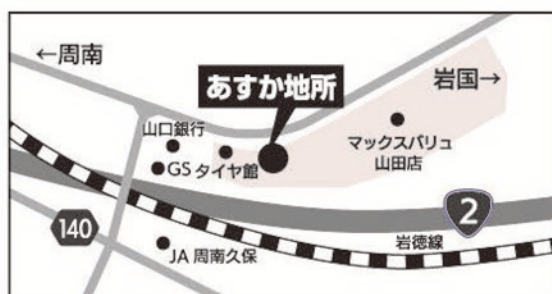
あすか地所株式会社

〒744-0041 山口県下松市大字山田 92-1

TEL.0833-46-1550

FAX.0833-46-1552 水曜日定休

山口県知事(12)1324号



自宅葬と
変わらない価格で
会場をご利用
いただけます
本当に必要な
ものだけを
揃えた
安心価格です

一般的な
葬儀
こころの会
会員様価格

57.1万円~
(税込 628,441円~)

家族葬
こころの会
会員様価格

40.9万円~
(税込 450,241円~)

安心価格葬儀

※令和7年4月1日時点での価格表示です。
※料理・飲食関係、後飾り段、供花・供物関係、送迎用車両にかかる費用、及び、
お客様への御礼は含まれておりません。

大規模葬儀から家族葬まで

(約300名様収容可能)

(近親者様のみのお葬儀)

葬儀のことは全てお任せください!

アクセス
良好

買い物
便利

広々
駐車場
も完備

無料
ご近所送迎バス
(少人数可)

自宅葬と変わらない費用で会館をご利用いただけます



中ホール



ロビー



親族用控室



浴室



洗面室



キッチン



寝具セット



小ホール

最近よく聞く
「家族葬」
ってなに?



向西会館 くだまつ 下松市南花岡6丁目10-1 0120-41-2519
向西会館 とくやま 周南市大字徳山手秋原743-4 0120-79-7008
向西会館 しんなんよう 本館 周南市浜田2丁目8番18号 0120-66-2098
向西会館 しんなんよう 別館 周南市浜田2丁目13番6号 0120-66-2098
向西会館 くまげ 周南市大字大河内1823-1 0120-50-3845
向西会館 ひかり 光市中央4丁目5-21 0120-72-7872
向西ビル 下松市南花岡1丁目1-5 0120-41-2519

こころの会指定

株式会社 向西社

●向西会館くだまつ 本社 山口県下松市南花岡6丁目10-1

突然の不幸にも即対応 年中無休、24時間受付

0120-41-2519

FreeDial

事前相談・お見積無料

ホームページからもご案内差し上げております。

●携帯電話の方は右記の二次元コードからアクセスできます>>>>>

●パソコンの方は「向西社」で検索! <https://kouseikaikan.jp/>

向西社

検索



事前相談・会館見学にお越しの方
「家族葬読本」進呈!

最近、「家族葬」という言葉をよく耳にしますが、具体的に一般的な葬儀とどこが違うのかご存知ですか? 事前相談・会館見学にお越しの方に向西社オリジナル「家族葬読本」を差し上げます!

ご葬儀・ご法要でゆめカード割引額がたまります!
you me ゆめカード
ご葬儀一律一割引き額 2,000円
ご法要一律一割引き額 500円
がたまります!
※詳しくは従業員にお尋ねください。